公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価規程の一部を改正する規程をここに公布する。 2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第53号

公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価規程(2021年12月20日規程第24号)の一部改正。

(改正前) (改正後)

(教員活動評価の目的)

第2条 教員活動評価は,教員等が,自己の教育研究活動を点検し,及び評価することによって,教育研究活動の改善及び活性化を図り,かつ,教員等の能力,実績等を客観的に明らかにし,公正に評価することにより,当該評価の結果を教員等の処遇へ適切に反映することを目的とする。

(対象要素に係る重点配分の届出)

- 第7条 対象教員は、対象要素に係る重点配分(以下「重点配分」という。)を、学長が定める日までに、次の各号に掲げる対象教員の区分に応じ、当該各号に掲げるものに届け出なければならない。
 - (1) (略)
 - (2) <u>領域長(領域を代表する教員をいう。</u> 以下同じ。) 学部長
 - (3) <u>領域長と同じ専攻分野に所属する対象教員 学部長及び副領域長(領域長</u>を補佐する教員をいう。以下同じ。)
 - (4) いちかんダイバーシティ看護開発センター(以下「センター」という。)に 所属する特任教員 いちかんダイバーシティ看護開発センター長(以下「センター長」という。)
 - (5) 前各号に掲げるもの以外のもの 学 部長及び領域長
- $2 \sim 3$ 略

(教育研究活動に係る報告)

第8条 対象教員は、細則で定めるところにより、評価基準年度に係る教育研究活動の実績を、評価実施年度に属する<u>5月</u>31日までに、次の各号に掲げる区分____

なお教員等の処遇については別途定め る。

看護系の分野長(分野を代表する教 員をいう。以下同じ。) または看護系以 外の領域長(領域を代表する教員を言う。 以下同じ。) 学部長

いちかん看護開発センター(以下 「センター」という。) に所属する教員 いちかん看護開発センター長(以下「セ ンター長」という。)

看護系の教員で前各号に掲げる もの以外のもの 分野長

看護系以外の教員で第1号から第 3号に掲げるもの以外のもの 領域長

学長

が定める日

(以下,本項において「報告者」とい

- (1) 略
- (2) 領域長 学部長
- (3) <u>領域長と同じ専攻分野に所属する</u> 対象教員 副領域長
- (4) <u>センターに所属する特任教員</u> センター長
- (5) 前各号に掲げるもの以外のもの 領域長
- 2 対象教員が前項に規定する評価実施年度に属する<u>5月31日</u>までに,評価基準年度に係る教育研究活動の実績の報告を行わない場合は,前項各号に掲げる区分に応じ,当該各号に掲げるものは,学長及び学部長に報告し,当該対象職員に対し,期日を定めて報告するよう勧告を行うものとする。
- 3 略

(対象要素評価の結果報告)

- 第10条 次の各号に掲げる対象教員の区分に応じ、当該各号に掲げるものは、前条の規定に基づき行った対象要素評価の結果を、細則で定めるところにより、評価実施年度に属する7月31日までに、学部長を通じて学長に報告しなければならない。
 - (1) 領域長 学部長
 - (2) <u>領域長と同じ専攻分野に所属する</u> 対象教員 副領域長
 - (3) <u>センターに所属する特任教員 セ</u> ンター長
 - (4) 前3号に掲げるもの,管理職,領域 長及び特任教員以外のもの 領域長

(異議の申立て)

第13条 前条第3項の規定に基づく通知を 受けた対象教員は、当該内容について不 服があるときは、<u>評価実施年度に属する</u> (改正後)

<u>(以下,本項において「評価者」という。)</u> なお,報告者及

び評価者はすべて評価基準年度のものと し、報告にあたり評価基準年度の評価者 が不在の場合に限り、評価実施年度の評 価者に報告するものとする。

分野長または看護系以外の領域

<u>センターに所属する教員 センタ</u> ー長

長

<u>看護系の教員で前各号に掲げるも</u> の以外のもの 分野長

看護系以外の教員で第1号から 第3号に掲げるもの以外のもの 領域 長

学長が定める日

学長が定める日

分野長または看護系以外の領域長

<u>センターに所属する教員 セン</u>ター長

看護系の教員で前各号に掲げる もの以外のもの 分野長

看護系以外の教員で第1号から 第3号に掲げるもの以外のもの 領域 長

通知を受けた日から起

(改正前) (改正後) 9月30日までに、学長に対し、細則で定め 算して2週間以内 るところにより異議を申し立てることが できる。 学長は,前項の規定に基づく異議申立 ての内容が再評価を行うのに相当である と判断したときは, 再評価を開始するた め,公立大学法人神戸市看護大学教員 活 再評価審査会(以下「審査会」という。) 動 に諮問するものとする。 (再評価の結果) 第23条 学長は、第19条の規定に基づき審 査会から報告を受けた場合は, 当該結果 により, 再び当該対象教員の教員活動評 価の総合評価を行い、教員活動再評価の 結果を決定し、評価実施年度に属する10 月31日までに細則で定めるところにより 通知するものとする。 (評価結果に基づく改善) 第24条の2 教員活動評価の結果において、活 動状況が通常の努力によって得られる水準 に達していないと学長が判断し, その通知を 受けた教員は、細則で定めるところにより、 活動の課題および次年度における活動改善 計画を当該年度の11月末日までに学長に提 出し,活動の改善等に努めなければならな 2 学長が活動改善計画の提出を受けた場合, 学長は当該教員の評価を担当する教員に対 して当該活動改善計画を通知するものとす る。_ 3 前2項の通知を受けた教員が所属する分 野または領域等の長は、活動改善計画を次年 度の組織的な活動や適切な職務分担に活か すなど, 分野または領域等の発展に資するよ う努めるとともに, 当該教員の活動の改善等 の指導または助言に努めなければならない。 (評価結果の活用) 第25条 略 2 学長,研究科長,学部長,センター長及 2 学長および教職員は,教員の昇任,およ び領域長は、教員活動評価結果等におい び大学全体や各分野の活動状況の把握, て,低い評価を受けた対象教員に対し,そ 組織目標の実現や管理運営上の改善、法 の理由を調査し、教育研究活動の改善に 人評価、認証評価時に必要なデータ収集 ついて適切な指導及び助言を行うものと のために教員活動評価結果を活用するも

> のとする。なお、学長および教職員が教員 活動評価結果を活用する場合には、細則

する。

(改正前)	(改正後)
	で定めるところにより、人事委員会の許
	可を得るものとする。
	3 前項における教員活動評価結果の活用
	における情報の取り扱いは細則で定め
	<u>3.</u>

附則

この規程は、2025年4月1日から施行する。